

第五章

ふれあい つながる 協働のまちづくり

基本計画

1 コミュニティ活動の促進

方針

地域で豊かに暮らすために、自治会やコミュニティ活動の推進を図ります。

【これまでの取組】

- 地域コミュニティ活動の促進を図るため、町民会館を設置し自治活動を支援するとともに、自治会運営や自治会活動の積極的な参加や取り組みを支援しています。



施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民の高齢化と少子化により、自治会活動が縮小しています。 ■ 会員数の減少により一部の単位自治会が存続できない状況にあります。 	①住民自治の根幹となる自治会運営活動の促進・向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会連合会の運営活動の育成 ● 自治会活動への支援 ● 町民会館等の利用促進 ● 自治会同士の交流や連携の推進 ● 自治会統合へ向けた相談体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア活動の促進や防災活動のために、自治会の組織強化が必要です。 	②自治会や各ボランティア組織を中心に景観・環境保全、防災福祉など多様な面で地域コミュニティ活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会の地域コミュニティ活動への支援 ● 自主防災組織などの組織化の推進

② 移住・定住対策の促進

方針

町の魅力を効果的に発信し、移住者が安心して暮らせる環境を整え、定住の促進を図ります。

【これまでの取組】

- ・移住・定住対策を促進させるために、町のホームページにお試し暮らしや助成制度の情報を掲載し、道外の移住者相談会へ参加しているほか、定住をサポートする会と連携し移住者を支援する体制を整えています。



施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■町の魅力や暮らしやすさを積極的にPRしながら移住者を増やす取り組みが必要です。 ■移住者が安心して暮らせるように、地域で支える仕組みづくりが必要です。 	①移住に関心がある人への情報発信を行うとともに、移住に関するサポート体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●移住希望者に対する情報発信 ●移住者が安心して暮らせるための情報提供とサポート体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ■安心して子どもを産み育てる住環境の整備が必要です。 ■子育て世代の定住を促進する必要があります。 	②子育て支援の取り組みを積極的に周知し、子育て世代の定住促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て施策を総括した分かりやすい情報の発信 ●子育て世代に対する住宅建設への支援
<ul style="list-style-type: none"> ■町の知名度を高めるため、道内や道外への情報発信が必要です。 ■町民が自分たちの町の素晴らしさを積極的に発信する取り組みが必要です。 ■空港や道の駅、町のキャラクターを活かした情報発信が必要です。 ■ふるさと会を通じた、新たな情報発信や収集のあり方を考えていく必要があります。 	③様々な媒体を利用した情報発信に合わせ、町民のPRにより町の知名度を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●空港所在地の優位性を活かした情報発信 ●ふるさと会や町民を通じた情報の発信と収集

3 情報ネットワークの整備

方針

多様化する情報化社会を見据えた情報通信基盤を整備するとともに、町民の利便性の向上につながる情報ネットワークの充実に努めます。

【これまでの取組】

- 町内の通信基盤については、民間の光通信網や衛星ブロードバンド* 機器により整備されているほか、公共施設間を光ケーブルで繋ぐなど、ネットワークの整備と充実に努めています。
- インターネットによる情報提供の充実のため、町民の暮らしに関わる情報や議会中継の動画配信、パブリックコメント* の実施や各種申請様式の配信サービスを実施しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間事業者によって事業展開される超高速ブロードバンドサービスの町内普及の格差解消を望む声が多くなっています。 	<p>①高速情報通信基盤の整備が町内で進むよう、通信事業者などへの要請を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び通信事業者への超高速ブロードバンドサービスの普及要請 ● 町内の情報通信格差の解消に向けた検討
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民サービスの向上のため、今後も情報通信技術を活用していくことが必要です。 ■ 災害時にも行政事務を継続でき、災害情報を確実に届けることができる環境の整備が課題です。 	<p>②町民の利便性の向上につながる情報ネットワークの充実を図り、災害に強い情報網の構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時のための業務継続計画の策定 ● 公共施設間の情報網の強靭化
<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネット利用者の増加、スマートフォン・タブレット端末の普及により、申請や各種手続きなど行政事務の利便性の向上が求められています。 	<p>③行政手続きに関する申請書の提供や意見公募を行うなど、インターネットを利用した情報提供の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページからの緊急情報の発信 ● ホームページにおける各種申請書等の提供 ● ホームページへの審議会情報の公開やパブリックコメントの実施

用語解説

*ブロードバンド：電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広い通信網のこと。
 *パブリックコメント：町が条例や計画等をつくる際、広く（パブリック）町民から意見（コメント）などを求める手続のこと。

4 町民と行政の協働

方針

町民と行政が認識を深めながら、まちづくりに参加しやすい仕組みをつくり、町民が主体となった自治の実現を図ります。

【これまでの取組】

- 自治の基本理念や町民の権利と役割、議会及び行政の責務を明らかにするために、「自治基本条例」を制定し、まちづくりへの町民参画を進め、町民が主体的に行うまちづくり活動に対して支援を行っています。
- 町政に関する情報の共有のため、広報誌やホームページを通じた分かりやすい情報の発信に努めているとともに、ふれあいトークやふれあい意見箱、町長へのメールなど幅広い手法で広聴活動を実施しています。
- 町が所有する個人情報を適切に扱うために、個人情報保護条例を制定し、情報の取り扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報開示請求等に対する調査や審議を行う機関として、個人情報保護審査会を設置しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の趣旨を町民が理解できるように周知を図ることが必要です。 町民の意向を踏まえたまちづくりが必要とされています。 町民が積極的にまちづくりに参加できるように意識を高める取り組みが必要です。 	①町民主体の自治の実現を図り、町民が自主的・主体的に行うまちづくりと優れた人材の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の見直しや実効性の向上 情報の共有・町民の参加・協働の仕組みづくりの推進 町民が主体となったまちづくりの推進 活力と潤いのある元気なまちづくりのための補助制度の実施
<ul style="list-style-type: none"> 仕事と家庭を両立する家庭が増えているため、働きやすい環境が求められています。 	②男女が共に社会に参加しやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する啓発活動の実施
<ul style="list-style-type: none"> 町民が親しみを持てるような広報誌づくりが必要です。 難しい行政情報を分かりやすく町民に伝えることが必要です。 町民が分からないことを聞いたり、意見を伝えやすい仕組みをつくるのが大切です。 多くの町民がふれあいトークに参加できるように、開催時期や方法を検討する必要があります。 	③広報活動を通じて、分かりやすく情報を伝え、町民の意見をまちづくりに反映させるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌・ホームページなどによる広報事業の充実 町政懇談会や意見箱の設置による広聴事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に十分留意しつつ、必要な情報を公開していくことが必要です。 災害時の救助活動のために、自治会などにおいて、あらかじめ支援が必要な人を把握しておく必要があります。 	④行政情報については、個人情報の保護に十分留意しながら、公開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 保護すべき情報の整理と条例の趣旨及び内容の周知

5 自律する自治体経営の確立

方針

効率的な行政経営と収支のバランスに配慮した財政の健全化に努め、近隣市町と効果的な連携を図りながら、町民ニーズに対応した行政運営を進めます。

【これまでの取組】

- 効率的な行政経営の推進のために、組織・機構の見直しや事業の進捗管理、職員の定員適正化を行い、行政情報システムを適宜更新し機能改善を図っています。
- 健全な財政運営を行うため、人件費の削減や新たな町債発行の抑制など経常的な経費の削減に努めています。
- ごみ処理や下水道事業、消防体制において周辺市町と連携し広域的に事業を実施しているほか、網走市と定住自立圏協定*を締結し、休日における医療体制の確立、生活路線バスの維持において相互連携を図っています。



施策の背景と取組内容

施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 限られた財源を有効に活用するため、職員のコスト意識を高め、組織的に経費節減に取り組むことが必要です。 ■ 対応すべき行政需要の範囲の見直しを行う必要があります。 ■ 行政サービスの利用に見合った応分の負担を求めるために使用料などの見直しを定期的に行う必要があります。 ■ 町民サービスの向上が見込まれる事務事業の民間への委託が求められています。 	<p>①町民と行政が一体となった行政経営を推進するため、公平性と透明性を確保し効果の高い事業による行政運営を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続した行政改革の推進 ● 事業内容の検証及び財政状況との整合性の確立 ● 町民ニーズに即した公共施設の運営方法の検証
<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の適切な配置及び能力や資質を高め、行政サービスの質を高める必要があります。 ■ 行政情報システムを適宜更新し行政サービスの質の向上につなげていく必要があります。 	<p>②職員の能力や資質の向上を図り、行政事務の電算化などにより事務の効率化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の能力・資質向上のための研修の実施 ● 職員の定員適正化 ● 各種業務の効率を高めるための電算化の推進及び行政情報システムの更新
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町税の収納率向上に努め主たる財源を確保する必要があります。 ■ 滞納の解消は税負担の公平性の観点から納税意識を高める必要があります。 	<p>③町税や各種使用料における収納率の向上及び適正な債権管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町税、各種使用料の収納率向上 ● 徴収部門の連携による収納率向上対策の実施 ● 滞納者への行政サービスの一部制限の検討

用語解説

*定住自立圏協定：5～10万人規模の市を中心とする圏域を「定住自立圏」として設定し、圏域で一つの生活圏を形成するために関係市町村が結ぶ協定のこと。



施策の背景	▶▶▶ 施策	施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 合併後 10 年が経過した後の交付税の段階的縮減に対応するため効率的な財政運営が求められます。 ■ 公共施設が老朽化していくなか、施設更新のための計画的な検討が必要です。 	<p>④ 財政状況を踏まえ効果的な財源配分と効率的な財政運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期的な財政推計の実施 ● 「財政健全化法」による指標の公表 ● 地方公会計制度への対応 ● 公有財産・物品等の適切な管理 ● 未利用財産の処分検討
<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市との協定により圏域での医療や公共交通などの連携を進めていますが、必要な生活機能の向上に向けた協議が必要です。 	<p>⑤ 近隣市町との連携により共通する課題に協力して対処し、互いに効率的な行政運営を行うための協議を継続していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住自立圏協定による相互連携の推進 ● 広域事業を安定的に運営させるための継続した協議の実施